

愛知県地球温暖化対策推進条例

平成三十年十月十九日
条例第四十五号

改正 令和 三年一〇月一五日条例第四
一号

愛知県地球温暖化対策推進条例をここに公布する。

愛知県地球温暖化対策推進条例

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 地球温暖化対策の推進に関する計画（第六条）

第三章 地球温暖化対策の推進

第一節 事業活動における地球温暖化対策（第七条—第十一条）

第二節 日常生活における地球温暖化対策（第十二条・第十三条）

第三節 その他の地球温暖化対策及び関連する取組（第十四条—第二十一条）

第四章 雑則（第二十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、また、地球温暖化の影響が既に生じていることに鑑み、愛知県環境基本条例（平成七年愛知県条例第一号）第二条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項並びに事業者及び県民が自主的かつ積極的に取り組むべき事項を定めることにより、全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。
- 三 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- 五 温室効果ガス総排出量 法第二条第五項に規定する温室効果ガス総排出量をいう。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

(県の責務)

第三条 県は、地球温暖化対策の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定に際しては、気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）第二条第二項に規定する気候変動適応であって地球温暖化に関連するもの（以下「気候変動への適応」という。）について考慮するものとする。

3 県は、市町村、事業者、県民、民間団体（事業者又は県民が組織する民間の団体をいう。以下同じ。）等と連携して第一項の施策を実施するよう努めるとともに、これらのものが行う地球温暖化対策の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるものとする。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

(事業者の責務)

第四条 事業者は、自らの事業活動における温室効果ガスの排出の量を削減することが地球温暖化対策の推進に必要であることを認識し、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する地球温暖化対策の推進に関する施策に協力しなければならない。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

(県民の責務)

第五条 県民は、自らの日常生活における温室効果ガスの排出の量を削減することが地球温暖化対策の推進に必要であることを認識し、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する地球温暖化対策の推進に関する施策に協力しなければならない。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

第二章 地球温暖化対策の推進に関する計画

第六条 知事は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス総排出量の削減に関する目標を定め、当該目標を達成するために必要な県、事業者及び県民のそれぞれが取り組むべき地球温暖化対策の推進に関する計画を定めるものとする。

2 前項の計画は、気候変動への適応に資する取組を推進するための計画を含むものとする。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

第三章 地球温暖化対策の推進

第一節 事業活動における地球温暖化対策

(事業活動におけるエネルギーの使用の合理化等)

第七条 事業者は、その事業活動において使用するエネルギーの量を把握し、エネルギーの使用の合理化に努めるとともに、物の製造、加工又は販売、役務の提供その他の事業活動を行うに当たっては、その各過程において、温室効果ガスの排出の量がより少なくなるよう努めなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第八条 事業活動における温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、特定事業者が、前項の規定による提出をせず、又は虚偽の内容を含む地球温暖化対策計画書の提出をしたときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、同項の規定による提出をし、又はその内容を是正すべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該特定事業者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該特定事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

（地球温暖化対策実施状況書の作成等）

第九条 特定事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置の実施状況を記載した書面（以下「地球温暖化対策実施状況書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、特定事業者が、前項の規定による提出をせず、又は虚偽の内容を含む地球温暖化対策実施状況書の提出をしたときは、当該特定事業者に対し、期限を定めて、同項の規定による提出をし、又はその内容を是正すべきことを勧告することができる。
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

（地球温暖化対策計画書等に係る評価及び公表）

第十条 知事は、第八条第一項又は前条第一項の規定により提出された地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書（以下「地球温暖化対策計画書等」という。）について、温室効果ガスの排出の状況その他の規則で定める事項を公表するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等の評価を知事が別に定めて公表する基準により行い、当該評価の結果のうち規則で定めるものについて公表するものとする。

- 2 特定事業者は、第八条第一項又は前条第一項の規定により地球温暖化対策計画書等を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

（地球温暖化対策計画書等に係る助言）

第十一条 知事は、特定事業者に対し、第八条第一項又は第九条第一項の規定により提出された地球温暖化対策計画書等の内容に基づき、地球温暖化対策の促進に資するため必要な助言を行うことができる。

- 2 知事は、前項の規定による助言を行うため必要な限度において、当該特定事業者の協力を得て、地球温暖化対策計画書等の内容に関する資料の提供を受け、又はその職員に、温室効果ガスの排出をする工場若しくは事業場その他の場所において、事業の用に供する設備その他の物件を確認させることができる。

第二節 日常生活における地球温暖化対策

（生活様式の見直し）

第十二条 県民は、その日常生活において使用するエネルギーの量を把握し、支障のない範囲内で、その生活様式が、温室効果ガスの排出の量がより少ないものとなるよう努めなければならない。

（日常生活用電気機器を購入しようとする者に対する説明）

第十三条 日常生活用電気機器（主として日常生活の用に供する未使用の電気機器であって、次に掲げるものをいう。以下同じ。）の小売の事業を店舗において行う者は、その店舗において日常生活用電気機器を購入しようとする者に対し、エネルギーの使用の合理化に資する事項

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百六十一条の規定を実施するため、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置として経済産業大臣により定められたものにおいて、当該日常生活用電気機器について表示することとされている事項をいう。）を説明するよう努めなければならない。

- 一 エアコンディショナー
- 二 照明器具
- 三 テレビジョン受信機
- 四 電気冷蔵庫
- 五 電気冷凍庫

第三節 その他の地球温暖化対策及び関連する取組

（公共交通機関の利用の促進等）

第十四条 事業者は、その従業者が通勤に自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）を使用することによる温室効果ガスの排出の量を削減するため、公共交通機関の利用による通勤を促進するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 商業施設その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、その施設の利用者が来場に自動車を使用することによる温室効果ガスの排出の量を削減するため、公共交通機関の利用、自転車の使用又は徒歩による来場を促進するための措置その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

（次世代自動車の普及の促進）

第十五条 県は、市町村及び事業者と連携し、次世代自動車（燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車その他の自動車で、その使用により排出される温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ないものをいう。）の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（まちづくりの推進に関する支援）

第十六条 県は、市町村におけるまちづくりの推進が、その地域の特性に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮されたものとなるよう、市町村に対し、法第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する技術的支援その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

一部改正〔令和三年条例四一号〕

（再生可能エネルギー等の優先的な使用）

第十七条 事業者及び県民は、エネルギーを使用するに当たっては、できる限り、太陽光、風力その他の再生可能エネルギー、工場等の排熱その他の未利用エネルギー及び水素エネルギー（以下「再生可能エネルギー等」という。）を優先的に使用するよう努めなければならない。

2 県は、再生可能エネルギー等の優先的な使用の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（森林の整備及び保全の推進等）

第十八条 森林所有者（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）、事業者、県民及び民間団体は、森林の有する二酸化炭素の吸収作用及び固定作用についての理解を深めるよう努めるとともに、相互に連携し、森林の整備及び保全並びに県内産の木材その他の森林資源の利用を推進するよう努めなければならない。

（啓発等及び人材の育成）

第十九条 県は、地球温暖化対策の重要性についての県民の理解を深めるため、市町村、事業者及び民間団体と連携し、家庭、学校その他の社会における様々な分野において、温室効果ガスの人為的な要因による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することが将来的に必要となること等の地球温暖化対策に関する事項についての啓発及び学習の機会の充実を図るよう努めるとともに、地球温暖化対策に関し専門的な知識又は経験を有する人材を育成するよう努めるものとする。

（先導的な技術の研究開発の推進等）

第二十条 県は、事業者及び大学その他の研究機関と連携し、地球温暖化対策の推進に寄与する先導的な技術の研究開発を推進し、及びその成果の普及を図るよう努めるものとする。

（気候変動への適応に資する取組の推進等）

第二十一条 県は、国、市町村、事業者その他の気候変動への適応に関係を有する者と連携し、気候変動への適応に資する取組を推進するよう努めるとともに、市町村、事業者、県民及び民間団体に対し、気候変動への適応に関する必要な情報を提供するよう努めるものとする。

第四章 雑則

（適用除外）

第二十二条 この条例に規定する事項に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、当該市町村の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十一条まで及び附則第五項から第九項までの規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地球温暖化対策の推進に関する計画に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に附則第四項の規定による改正前の県民の生活環境の保全等に関する条例（平成十五年愛知県条例第七号）第七十二条第一項の規定により定められている計画は、第六条の規定により定められた計画とみなす。

（読替規定）

- 3 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行の日の前日までの間は、第十三条中「第百六十一条」とあるのは、「第八十六条」と読み替えるものとする。

（県民の生活環境の保全等に関する条例の一部改正）

- 4 県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

- 5 県民の生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（県民の生活環境の保全等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 平成三十一年四月一日前に前項の規定による改正前の県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第七十三条第一項の規定により提出された同項に規定する地球温暖化対策計画書（以下「旧計画書」という。）に基づく旧条例第七十四条第一項に規定する地球温暖化対策実施状況書であって、平成三十一年度以後の各年度に提出すべきものについては、なお従前の例による。

- 7 前項の規定によりなお従前の例によることとされる同項に規定する地球温暖化対策実施状況書を旧条例第七十四条第一項の規定により提出することとなる旧条例第七十三条第一項に規定

する地球温暖化対策事業者については、旧計画書の計画期間内に限り、当該地球温暖化対策事業者が第八条第一項に規定する特定事業者に該当する場合であっても、同項の規定は、適用しない。

8 前項の規定にかかわらず、同項の地球温暖化対策事業者（第八条第一項に規定する特定事業者に該当するものに限る。）は、旧計画書の計画期間内においても、申出により、同条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出をすることができる。

9 前項の申出により第八条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出があった場合における附則第六項の規定の適用については、同項中「もの」とあるのは、「もの（附則第八項の申出により第八条第一項の規定による地球温暖化対策計画書の提出があった日の属する年度の翌年度以後の各年度に提出すべきものを除く。））」とする。

附 則（令和三年十月十五日条例第四十一号）

この条例は、公布の日から施行する。